特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース) 提出書類チェックリスト

最初にチェック! 提出期限 (月日)

ロ【第1期】対象労働者を雇い入れた日(賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切 日の翌日。雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は、当該賃金締切日の翌日。) から起算して6か月を経過した日の翌日から起算して2か月以内。

□【第2期】各期の支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内。

【事業所名

】 ※書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。早めの提出をお願いします。

事業主 安定所	の労働に対する賃金の ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
1 □ □ 【第1期の場合】 (様式第3号) 第1期申請書 (担策 2期の場合、第1期支給申請書(担策 2期の場合) (様式第3号) 第2・3・4・5・6期申請書 (担策 2期の場合) (様式第4号) 第2・3・4・5・6期申請書 (担策 2期の場合) (様式第5号) 対象労働者雇用状況等申立書	の労働に対する賃金の ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
1 □ 「(様式第3号) 第1期申請書 【第2期の場合] (様式第4号) 第2·3·4·5·6期申請書 初回の申請が第2期の場合、第1期交給申請書 で申請してください。 2 □ 「(様式第5号) 対象労働者に係る賃金台帳又はその写し (対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金の支担 (対象労働者の労働者の労働者に対して支払われた労働に対する賃金の支担 (第1期] 雇入れ日の属する月及び支給対象期間の労働に対する賃金の支担 (第2期] 支給対象期間の労働に対する賃金の支担 (第2期] 支給対象期における対象労働者の出動地にされたもの (第2期] 産品和日の属する月及び支給対象期における対象労働者の出動地にされたもの (第2期]を対象対象期における対象労働者の出動地にされたもの 5 □ 労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類 おれた書類がある時に必要 出勤簿(タイムカード)以外に労働日ごとの残業的 された書類がある時に必要 6 □ 対象労働者名簿等の書類の写し (イ週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できるもの) 初回の申請時のみ必要 7 □ 対象労働者について、都道府県等からハローワークへの支援要請に関する書類 (ハローワークが支援候補者を選定した場合は、/ ・被保護者的労支援の事象として支援を受性 ・被保護者の第定に係る連絡書の写し ・被保護者の第分に係る連絡書の写し ・被保護者の第分に係る連絡書の写し ・が保護者の第分に係る連絡書の写し ・が保護者の第分に係る連絡書の写し ・が保護者の第分に係る連絡書の写し ・被保護者の第分に係る連絡書の写し ・被保護者の第分に係る連絡書の写し ・が保護者の第分に係る連絡書の写し ・が保護者の第分によりを対した。	の労働に対する賃金の ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
【第2期の場合】 (模式第4号)第2・3・4・5・6期申請書	ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
2 □ □ □ 対象労働者雇用状況等申立書 【第1期】雇入れ日から支給対象期間の末日までの支払い状況の分かるもの(対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分されていること) 4 □ □ 対象労働者に係る出勤簿等又はその写し 【第1期】雇入れ日から支給対象期間の労働に対する賃金の支払 【第2期】支給対象期間の労働に対する賃金の支払 数	ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
対象労働者雇用状況等申立書 対象労働者に係る賃金台帳又はその写し	ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
3 □ □ (対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当ごとに区分されていること) 支払い状況の分かるもの (第2期) 支給対象期間の労働に対する賃金の支払 (第2期) 支給対象期間の労働に対する賃金の支払 (第2期) 支給対象期に対する賃金の支払 (第2期) 支給対象期における対象労働者の出勤地にされたもの (第2期) 支給対象期における対象労働者の出勤地にされたもの 5 □ □ 労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類 出勤簿(タイムカード) 以外に労働日ごとの残業時 された書類がある時に必要 された書類がある時に必要 でれた書類がある時に必要 で流れ年月日及び氏名が確認できるもの) 初回の申請時のみ必要 (初回の申請時) 雇用期間が更新された場合や労働条件に変更が生し更後の書類(写) も併せて必要 をが確認できる書類 (バローワークに対し就労支援の要とが確認できる書類 (ボローワークが支援候補者を選定した場合は、バオーの選定に係る連絡書の写し)・被保護者就労支援事業の対象者として支援を受ける要とので表述を受ける。 でお適応見ますの対象者として支援を受ける要求を受ける場合とのである。	ムい状況の分かるもの おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
●に対する賃金が手当ごとに区分されていること)	おける対象労働者の出 状況が日ごとに明らか 時間や勤怠状況が管理
4 □ 対象労働者に係る出勤簿等又はその写し 勤状況が日ごとに明らかにされたもの【第2期】支給対象期における対象労働者の出勤地にされたもの 5 □ 労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類 出勤簿(タイムカード)以外に労働日ごとの残業時された書類がある時に必要 6 □ 対象労働者の労働者名簿等の書類の写し(雇入れ年月日及び氏名が確認できるもの) 初回の申請時のみ必要 7 □ 対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し(1週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できるもの) 雇入れ時点のものが必要(初回の申請時)雇用期間が更新された場合や労働条件に変更が生し変後の書類(写)も併せて必要 8 □ 対象労働者について、都道府県等からハローワークへの支援要請に関する書類(ハローワークに対し就労支援の書とが確認できる書類)・被保護者就労支援候補者を選定した場合は、/補者の選定に係る連絡書の写し)・被保護者就労支援事業の対象者として支援を受ける機保護者就労支援事業の対象者として支援を受ける場合は、/	状況が日ごとに明らか時間や勤怠状況が管理
5 □ 対 動日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類 出勤簿(タイムカード)以外に労働日ごとの残業時 された書類がある時に必要 6 □ 対象労働者の労働者名簿等の書類の写し 初回の申請時のみ必要 7 □ 対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し (1週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できるもの) 雇用期間が更新された場合や労働条件に変更が生し更後の書類(写)も併せて必要 • 都道府県等からハローワークに対し就労支援の要とが確認できる書類 (ハローワークに対し就労支援の書類に関する書類 (ハローワークが支援候補者を選定した場合は、/補者の選定に係る連絡書の写し)・被保護者就労支援事業の対象者として支援を受け	
対象労働者の労働者名簿等の書類の写し	
では、「雇入れ年月日及び氏名が確認できるもの)	た場合は、更新・変
7 □ □ □ 対象労働者の雇用契約書文は准入に週れ書の与し	"た場合は、更新・変
8	
8 □ 対象労働者について、都道府県等からハローワークへの支援要 (ハローワークが支援候補者を選定した場合は、/補者の選定に係る連絡書の写し) ・被保護者就労支援事業の対象者として支援を受ける。	更請がなされているこ
日本	\ローワークの支援候
	正明書)
9 □ □ □ 任問カレンダー又は就業規則の写し。	等
9 □ □ 年間カレンダー又は就業規則の写し 変形労働時間制を導入されている事業所のみ	
10 □ 有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書 有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働の場合、初回の申請時のみ必要	別者を雇入れた事業主
【氏名変更があった場合】 11 □ □ その事実がわかる書類の写し(変更の事実が確認できる労働者 名簿の写し等)	
【対象労働者が申請日時点で離職をしている場合】 その事実がわかる書類の写し(離職年月日・離職理由などが明らかにされた労働者名簿の写し等)	
【必要に応じて添付する書類①】 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたこと 対象労働者が最低賃金の減額特例の許可を受けてい を示す書類	る場合
【必要に応じて添付する書類②】	
中小企業事業主であるか否かを確認するための書類 ア 支給申請書の「4事業所数(雇用保険適用事業所数)が複数	
ある場合	
- 全ての雇用保険適用事業所番号を記載した資料 (任意様式) (任意様式)	
	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
イ 支給申請書の「6.常時雇用する労働者の数」が下表に定める数 ・資本金等の額の確認により中小企業事業主である	
が下表に定める数を超えている場合	> 短がは 空で姿本や
・雇入れ日における、雇用形態別の労働者数等を記載した ・個人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会 は 等を有しない事業主等にあっては、常時雇用する党 企業事業主であるか否か確認することとなります。	労働者の数により中小
	対は必要ありません。
産業分類 資本金の額・出資の総額 常時雇用する労働者の数	11020900000000
小売業·飲食店 5千万円以下 50人以下	
サービス業 5千万円以下 100人以下	
卸売業 1億円以下 100人以下	
その他の業種 3億円以下 300人以下	
【必要に応じて添付する書類③】	
15 □ □ 「様式第7号1) 初回の申請時、雇入れ1年後の離職率が25%を超 特定求職者雇用開発助成金離職割合除外申立書①	えている就労継続支援
(雇入れ1年後) 【必要に応じて添付する書類④】	
16 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	が25%を超えている就
【必要に応じて添付する書類⑤】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	あって 鄭煕理由が計
17 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
(就労継続支援A型事業)	